

第11回「城山歴史公園桜まつり」出店募集要項

- ◆日 程 令和4年2月23日（祝）から3月5日（日）予定 ※小雨決行
※桜まつりの日程は開花状況を勘案して変更する場合があります。
開花中であれば、まつり期間外であっても出店できます。
- ◆場 所 城山歴史公園内（熊毛郡上関町大字長島10044-1）
- ◆出店時間 午前10時から午後2時頃
- ◆出店資格 飲食店業者および各種団体・サークルなど、出店に関して責任を持ち、当日会場内に常駐できる方。※町内団体優先とします
- ◆出 店 料 町内：1ブース2,000円/期間
町外：1ブース3,000円/日
※1ブースはテント半分、出店料は出店当日本部にてお支払ください
- ◆申込方法 別紙申込書、契約書に必要事項を記入の上、提出してください（契約書は記名・押印して1部ご返送ください。もう1部は控えです）。ブース数には限りがあります。申込締切後にブース調整、品目調整をさせていただく場合があります。
- ◆食品販売 調理行為があれば届出が必要となります。「臨時食品営業届出書」を作成し、申込書等と一緒にご提出ください（届出書は申込書とセットでお渡しします。または、山口県生活衛生課のHPからもダウンロードできます）。
※臨時食品営業に関する相談・問合せ
山口県柳井環境保健所 TEL：22-3631
- ◆申込及びお問合せ先 上関町役場産業観光課 商工観光係
〒742-1402 上関町大字長島448 TEL：62-0360 FAX:62-1528
上関町観光協会 TEL：080-2898-2014
- ◆申込期限 令和4年2月10日（金）まで
※出店に関する一切の責任は出店者の負担となりますのでご了解の上、出店してください。
※ゴミは出店者各自で持ち帰って処分してください。
※臨時営業届・契約書は内容が未定でも、遅くとも出店の1週間前までには必ずご提出ください。

主催 上関町観光協会

臨時食品営業に係る契約書

主催者 上関町観光協会 会長 浜田憲昭（以下「甲」という。）が開催する第11回城山歴史公園桜まつりの会場において、出店販売する事業所・個人及び団体（以下「乙」という。）は以下の項目について臨時食品営業に係る契約を締結する。

（実施期日）

第1条 臨時食品営業の実施期日は、
令和 5 年 月 日～ 月 日 とする。

※このうち出店日は【 】

（臨時食品営業届）

第2条 乙において臨時食品営業届が必要な場合は、甲に対し必要書類を揃え、提出する。

（保菌検査）

第3条 乙において臨時食品営業に携わるすべての従事者は、所轄の保健所において保菌検査等（但し任意）を自主的に行い、事故のないように管理義務を必要とする。

（賠償責任）

第4条 乙の臨時食品営業において生じた一切の損害については、甲はその責を負わない。
2 全ての責は乙が負うものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和 5 年 月 日

甲 山口県熊毛郡上関町大字室津904-15
上関町観光協会
会長 浜 田 憲 昭

乙

臨時食品営業に係る契約書（例）

主催者 上関町観光協会 会長 浜田憲昭（以下「甲」という。）が開催する第11回城山歴史公園桜まつりの会場において、出店販売する事業所・個人及び団体（以下「乙」という。）は以下の項目について臨時食品営業に係る契約を締結する。

（実施期日）

第1条 臨時食品営業の実施期日は、
令和 5年 2月 23日～ 2月 28日 とする。
※このうち出店日は【2/23, 2/28

複数の日程で出店される場合は、
【 】内に記入してください。

】

（臨時食品営業届）

第2条 乙において臨時食品営業届が必要な場合は、甲に対し必要書類を揃え、提出する。

（保菌検査）

第3条 乙において臨時食品営業に携わるすべての従事者は、所轄の保健所において保菌検査等（但し任意）を自主的に行い、事故のないように管理義務を必要とする。

（賠償責任）

第4条 乙の臨時食品営業において生じた一切の損害については、甲はその責を負わない。
2 全ての責は乙が負うものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和5年 ○月 ○日

甲 山口県熊毛郡上関町大字室津904-15
上関町観光協会
会長 浜田 憲 昭

乙 熊毛郡上関町大字長島○○○
上 関 太 郎 印

城山歴史公園桜まつり出店申込書

○申請者

団体名		代表者氏名	
住所		連絡先	

○出店項目

品名	価格	販売予定数	備考

○必要備品

備品名	数量	備考
ブース数		テント半分(3.6m×3.6m)を1ブースとします。
机		
イス		
電源		←コンセント数、電源容量(合計 ワット)

※2kWを超える場合は発電機対応となります(別途500円必要)

○出店日(現在の予定日を記入。まつりは2/23~3/5の10日間に設定する予定)

--

※来場者満足度向上のため、なるべく平日も出店していただくようお願いいたします。

○火気器具 (使用 ・ 未使用)

※火気器具を使用する場合は消防署に届出が必要です。

観光協会が取りまとめて届出を行いますので使用者は申し出てください。

申込は2月10日(金)までにFAX(62-1528)もしくは役場産業観光課へ提出してください。